

平成30年度 事業計画

平成 30 年度 渋谷区社会福祉協議会事業計画

1 基本方針

子どもたちも、高齢者も、障害者も、全ての人々は、地域社会の大切な一人ひとりです。

渋谷区社会福祉協議会は、どのような人も、地域社会から孤立することなく、日常生活を安心して幸せを感じながら過ごすことができるよう、渋谷区における地域福祉の中心的担い手としての責務を果たします。

この責務を果たすため、渋谷区社会福祉協議会は、平成 30 年度事業運営にあたり、次の事項を基本方針として定めます。

- (1) 地域社会に足を運び、地域の方々の声に耳を傾け、きめ細やかな地域福祉の充実を目指します。
- (2) 声なき地域の福祉ニーズに気づき、必要とされる地域福祉事業を創設します。
- (3) 常に渋谷区社会福祉協議会の「見える化」に心がけ、渋谷区社会福祉協議会への共感と親しみの向上に努めます。
- (4) 会員の拡大に努めるとともに、地域福祉活動を充実させるため会費・寄附金等自主財源の確保に努めます。
- (5) 専門性と組織運営能力を身につけた職員育成に取り組みます。
- (6) 収支均衡を基本とする事業経営を行います。

2 重点取り組み事項

平成 30 年度は、5 か年を計画年度として策定された渋谷区地域福祉活動計画（第 2 期）の初年度にあたります。

この計画に定められた重点項目実施項目に基づき、平成 30 年度に行うべき下記の取り組みを実施し、翌年度に成果を残して引継げるよう、着実な事業遂行に努めます。

○ 高齢者、障害者、児童等への新たな地域包括支援体制の構築

① 地区担当チームによるコミュニティソーシャルワークの構築（全所管）

渋谷区社会福祉協議会は、「地域福祉を推進する団体」として、職員が地域に直接出向き、地域の福祉的課題や潜在ニーズを直接把握するとともに、区民、社会福祉関係者、ボランティアやNPO法人と協働して包括的な支援を充実させ、渋谷区民の福祉を増進する組織的な取り組みが求められています。

平成 30 年度、地区担当チームによるコミュニティソーシャルワークを構築する 5 か年計画の初年度として、次の取り組みを行います。

ア、係長級をリーダーとして、地域福祉分野、子育て支援・児童福祉分野、障害者福祉分野、高齢者福祉分野に携わる職員を中心に、地区担当チームを編成し、活動を開始します。

イ、地区担当チームは、担当地域の催しやイベント等に足を運び、地域の人々とのコミュニケーションの基礎を築くとともに、地域アセスメントを実施し、地域支援・個別支援の基礎資料を作成します。

○ 福祉人材の活用と共助を支えるボランティアの育成

② ふれあいのまちづくり事業の推進（地域福祉課）

「ふれあい・いきいきサロン」事業は、地域住民同士の交流と共助の取り組みを通して地域コミュニティの活性化を図ることを目的としています。

地域的に偏在していること、高齢者サロンに比べ子育てサロンや障害者サロンが少ないこと、運営者が高齢化していること等の課題への対応に取り組みます。

平成 30 年度、平成 29 年度実施した既存 45 団体の訪問調査の結果に基づき、支援の方法の改善を図るとともに、地区担当チームや生活支援コーディネーターの地域実践活動を通して、新規 5 団体の開設を目指します。

③ ボランティア等の育成・支援の充実（ボランティアセンター）

社会が多様化、複雑化する中で、ボランティア事業は、高齢者、障害者、児童等を含め、地域を包括する支援体制の構築が求められています。

また、多様化するボランティアニーズに対応し、マッチング・コーディネートを図滑に行っていくことがボランティアセンターの喫緊の課題となっています。

平成 30 年度、平成 31 年度のボランティア情報検索システムの運用を目指して、ボランティアデータベースの整備に取り組みます。

○ 子育てを地域で見守り支える仕組みづくり

④ 子育て支援センター・子育てひろば事業の充実（子育て支援課）

子育て支援センターでは、低月齢児の来所が増加する傾向にあり、母親から子育ての不安や悩みの相談を受けることが多くなっています。

この現状を踏まえ、平成 30 年度新規事業として、子育て支援センター全 6 か所で低月齢児親子を対象とする講座「ベビープログラム」を開始するとともに、この新事業の評価を行い、次年度以降の子育て支援の充実を検討します。

⑤ 子育て関係機関・地域との連携強化（子育て支援課）

渋谷区では、区独自に妊娠期からの切れ目のない子育て支援を目指し、包括的に子育て支援・健康相談・専門相談に取り組む「渋谷区版ネウボラ」の開設準備を行っています。

平成 30 年度、この区の取り組みと連携し、子育て支援センター・子育てひろばが担うべき事業の検討を行います。

⑥ ファミリー・サポート・センター事業の充実（子育て支援課）

ファミリー・サポート・センターは、サポート会員の人材不足のため、ファミリー会員が利用したいときに十分にサービスが利用できないという課題を抱えています。

この課題を解決するために、積極的な広報活動に努め、新規サポート会員 30 人の増加を目指すとともに、新たに、シェアリング・エコノミーの取り組みを推進する団体と協働し、子育てファミリー同士の子育て共助の取り組みをコーディネートしていきます。

○ 子どもたちの多様な可能性を育む仕組みづくり

⑦ こどもテーブル事業の拡充（こどもテーブル担当課）

「こどもテーブル」事業は、地域の人たちが地域の子どもたちのために食事の提供や学習支援、体験活動等の居場所づくりを行い、未来を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つように取り組む、地域コミュニティによる子どもたちを健全育成するための事業です。

区内 100 か所での実施を目標に、こどもテーブル事業の拡大を目指します。

○ 障害者の日常生活、社会生活を支援する仕組みづくり

⑧ 基幹相談支援センターの開設と運営（障害者支援課）

障害者に対する総合的な相談に取り組み、困難ケースへの対応等、相談支援体制の充実を図るため、平成 31 年 1 月、渋谷区新庁舎に開設される基幹相談支援センターが、円滑にスタートできるよう万全の開設準備を行います。

○ 成年後見制度の充実

⑨ 適切な相談援助体制の整備、周知及び利用への適切な支援の実施 (成年後見支援センター)

成年後見制度は、判断能力が低下した認知症の方や、障害のある方が不利益にならないよう支援する制度であり、利用促進が求められている制度となっています。平成 30 年度、下記の事項を重点取り組み事項とします。

ア、渋谷区社会福祉協議会による法人後見の受託拡大と、地域住民による支援制度である社会貢献型後見人の活用を促進します。

イ、成年後見制度の利用の前段階として、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理サポートを行う「あんしんサービス」の利用促進を図ります。

ウ、渋谷区社会福祉協議会が身元保証人となる公的「身元保証」制度を実施するため、調査・検討を行います。

エ、平成 31 年度、渋谷区が策定を目指す成年後見利用促進法に基づく利用促進計画に備え、渋谷区所管部署と協働し、関係機関と協議を行う地域連携ネットワークの立ち上げ等に取り組みます。

○ 高齢者地域包括ケアシステムの充実

- ⑩ 包括的、継続的に地域の高齢者を支援する体制の構築
(地域包括支援センター、ホームヘルプステーション、居宅介護支援ステーション)

せせらぎの介護3事業は、相互に連携し、ワンストップで相談を受ける体制と、包括的に支援を行う取り組みが求められています。

平成30年度、下記の事項を重点取り組み事項とします。

ア、地域包括支援センター業務の充実を図るため、中長期的な研修計画を策定するとともに、主任ケアマネージャー等業務に必要な資格をもった職員の計画的育成に取り組みます。

イ、ホームヘルプステーションでは、訪問介護サービスA、自費サービスなど実施事業の拡大を図ります。

ウ、居宅介護支援ステーションでは、事業所加算Ⅲの取得要件を満たすよう計画的な人材育成計画を策定します。

○ コミュニティを育む施設の運営・管理

- ⑪ 景丘の家 運営・管理の充実 (子どもテーブル担当課、地域福祉課)

平成10年に寄贈を受けた景丘の家は、「経済的に恵まれない子供たち或いは進学を希望しても勉強する場所もない子供達のためにビルを建ててもらいたい」という故郡司ひさゑさんのご遺志に基づき、「郡司ひさゑ愛の基金」を活用し、平成30年11月末の竣工を目指し建替え工事中です。

建替え後の施設が、渋谷区のこどもテーブル事業の拠点として青少年の健全育成や地域福祉事業のため有効に活用できるよう、開設に向け着実に準備を進めます。

- ⑫ せせらぎコミュニティ施設の利用拡大 (せせらぎ管理係)

総合ケアコミュニティ・せせらぎは、地域利用事業が利用室の予約貸出業務にとどまっており、利用団体や地域住民が相互に交流を深め、地域の活性化を図ることにつながっていないという課題があります。

平成30年度、せせらぎコミュニティ協議会と協働し、渋谷区が取り組みを進めている「おとなりサンデー」事業と連携して、地域コミュニティの核となる施設運営を目指します。

3 主要実施計画事業

I 社会福祉事業区分／地域福祉推進事業拠点区分

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>I 法人運営事業サービス区分</p> <p>1 組織運営事業</p> <p>(1) 運営原則</p> <p>①理事会（年3回）、評議員会（年3回）、4部会（企画部会、財政部会、事業部会、広報部会）を開催し、重要な法人業務を決定します。</p> <p>②民生児童委員協議会と連携するとともに、福祉活動団体をはじめ町会等広く地域団体との連携に基づき組織運営を行います。</p> <p>③公認会計士、税理士、社会保険労務士等専門家の助言を受け、公正かつ適正な組織運営を行います。</p> <p>(2) 組織運営基盤の強化</p> <p>①組織基盤の強化 渋谷区社協の見える化を通して、個人会員・団体会員・特別賛助会員の増員を図ります。</p> <p>②財政基盤の強化 会費・寄附金・歳末たすけあい募金等、自主財源増強の取り組みを強化します。</p> <p>③経営概念の強化 コスト意識を踏まえた事業運営を推進するとともに、透明性の高い組織運営を行います。</p> <p>④職員の育成・資質向上 体系的な研修計画に基づき、職員の育成・資質向上を図ります。また、職場の労働安全衛生の向上を図るとともに、ワーク&ライフバランスに資する取り組みを行います。</p> <p>(3) 災害対応力の強化</p> <p>①事業継続計画（BCP）素案に基づき、PDCAサイクル（策定→教育・訓練の実施→点検・検証→計画の見直し）を検証し、改善を図ります。</p> <p>②渋谷区総合防災訓練、渋谷区防災点検の日の点検、渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会の訓練等を通して、渋谷区や地域と連携した災害対応力の向上を図ります。</p> <p>(4) 渋谷区新庁舎への移転 新庁舎移転へ向け、法人事務の全体を見直し、業務の効率化を図るとともに、区と綿密に連携し、移転事務を円滑に進めます。</p>	<p>230,570</p> <p>215,368</p>

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>2 調査研究・企画・広報事業</p> <p>(1) 地域福祉活動計画（第2期）の取り組み</p> <p>①地域福祉活動計画に定められた重点事項実施項目に基づき、平成30年度の着実な事業遂行に努めます。</p> <p>②地域福祉活動計画推進・評価委員会を開催し、地域福祉活動計画の進捗状況を評価し、次年度以降の具体的取り組みに反映させます。</p> <p>(2) 新規事業の調査・研究</p> <p>区内の潜在的福祉ニーズを調査・研究し、新規福祉事業を検討します。</p> <p>(3) 広報事業</p> <p>①ホームページによる情報発信の強化</p> <p>継続してリニューアルに取り組み、区民に親しみやすい画面構成を構築します。</p> <p>渋谷区社協の事業概要等の基礎情報に加え、各所管の事業周知や事業結果を迅速に掲載し、きめ細かい情報の発信を行います。</p> <p>②広報紙「つながるしぶや（渋谷社協だより）」の充実</p> <p>渋谷区社協の取り組みを平易に解説する読み物資料として編集します。</p> <p>平成30年度、新たに地区民生児童委員協議会と連携し、各地区における民生・児童委員の活動を紹介する記事に取り組みます。</p> <p>年4回の発行と全戸配布、「声の社協だより」の作成と視覚障害者等への送付を行います。</p> <p>③ガイドブック、事業紹介パンフレットの改訂</p> <p>平成30年度、区民に分かりやすく、利用しやすい情報媒体として、リニューアルを図ります。</p> <p>④渋谷区社協の活動紹介</p> <p>せせらぎまつり、渋谷区くみんの広場、各種イベントへの参加等を通して、渋谷区社協の活動紹介に取り組みます。</p>	<p>8,156</p>
<p>3 自動販売機設置事業</p> <p>清涼飲料水自動販売機による収益を、地域福祉活動を推進する資金に充当します。</p> <p>・設置数等 区内 11か所 15台設置</p>	<p>2,004</p>
<p>4 遺贈物件事業</p> <p>遺贈を受けた物件について地域福祉を推進するため、財源確保の視点に立ち適性に維持管理します。</p>	<p>5,042</p>
<p>II 地域福祉事業サービス区分</p>	<p>165,977</p>

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>1 車いす貸出事業 歩行が困難になった人へ車いすの貸出を行います。 平成30年度は、利便性を高め、今まで以上に利用者が近くで借りることができるよう、より一層の拠点配置への取り組みを推進します。</p>	319
<p>2 やすらぎサービス事業 在宅で福祉的な援助を必要とする高齢者や障害者等（利用会員）を対象に有償で、地域住民（協力会員）の参加と協力を得て、家事援助・外出介助を提供する事業です。 平成30年度、多様なニーズに応えるため、短時間で終わる、ちょっとした困りごと（電球交換・緊急時の買い物・ゴミ出し等）に対応するサービスを検討し開始します。 また、利用者の増加を図るため、効果的な広報活動を展開します。</p>	7,120
<p>3 景丘の家事業 施設の老朽化に伴い、平成29年10月に建替え工事に着工しました。 新施設は、青少年の健全育成を図る施設としての役割を継続し、「子どもを育てる」をキーワードにあらゆる世代が交流できるこどもテーブル事業の中心施設として、平成31年2月に開設予定です。</p>	138,629
<p>4 緊急援護事業 住所不定者や一時的に緊急援護を必要とする人に対して、就労支援、通院等の交通費の助成、就職に必要な備品類の購入に要する経費を準備します。 ・受付窓口 渋谷区福祉部生活福祉課相談係</p>	780
<p>5 福祉活動助成事業 歳末たすけあい運動募金を地域福祉に還元することを目的に、渋谷区内で地域福祉活動を実践している民間福祉施設、地域福祉団体及びボランティアグループの活動に対して、福祉活動事業や行事の経費の一部を助成します。 地域で福祉活動を行う団体を支援する目的の一般助成のほかに、活動歴が3年未満の団体の活動基盤づくりを支援する「はじめのいっぽ応援プラン」と、従来の活動とは別に新たに地域の福祉課題解決の活動を始めることや、現行の活動を拡大充実することに取り組む「あらたな福祉応援プラン」の特別助成により、区内福祉活動団体等の支援を充実させます。</p>	4,735
<p>6 移動サービス事業（福祉有償運送） 移動が困難な高齢者、障害者等の外出の利便を図り、社会参加の促進をし、地域福祉の向上を目的とした事業です。 法令に従った研修を修了した運転者が、ハンディキャブ（車いすのまま乗車できる自動車）の運転、また乗降の介助を行い、安心・安全な移</p>	4,832

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>動の支援を行います。</p> <p>平成 30 年度、老朽化した車両の買い替えを行い、利用促進に取り組みます。</p>	
<p>7 ふれあいのまちづくり事業</p> <p>地域住民同士の交流と共助、支え合い活動を通して地域コミュニティの活性化を図ることを目指し、住民が自ら企画運営して行われる「ふれあい・いきいきサロン」の活動を支援します。</p> <p>運営費の助成やサロン保険加入、サロンの立ち上げ等の支援を行います。</p> <p>地域の偏りなく、身近な場所で気軽に参加できるサロン活動を充実させるため、地区担当チームや生活支援コーディネーターが、地域包括支援センターや見守りサポート協力員と連携し、地域実践活動を通して、平成 30 年度、新規サロンを 5 団体増やします。</p>	3,442
<p>8 地域支援事業</p> <p>高齢者が地域で生きがいと役割をもち、自分らしい生活を送ることができるように、地域における生活支援等サービス提供体制を構築します。</p> <p>生活支援コーディネーターを配置し、渋谷区福祉部、地域包括支援センター等と協議体をつくり、地域支援を推進します。</p> <p>地域にある社会資源や地域ニーズを把握し、不足する社会資源を開発するとともに、介護予防を担う事業所やNPO団体等と連携を図り、また、地域住民の力を活用した地域の支え合い体制の充実・強化を図ります。</p> <p>9 渋谷区共同募金配分推せん委員会事務局の運営</p> <p>社会福祉法人東京都共同募金会が実施する赤い羽根共同募金を原資とする地域配分（B配分）につき、渋谷区の地域福祉ニーズに応じて配分を調整し、交付団体の推薦及び歳末たすけあい募金の使途を検討するために設置されている渋谷区共同募金配分推せん委員会の事務局を担い、募金の適切な活用を図ります。</p>	6,120
<p>Ⅲ 生活福祉資金貸付事業サービス区分</p> <p>渋谷区が実施する生活困窮者自立支援の相談窓口と緊密に連絡調整し、相談者に対し包括的な相談援助を行います。</p> <p>1 生活福祉資金貸付事務事業</p> <p>所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対し、生活の安定と経済的自立を図るために、資金の貸し付けを行います。</p> <p>2 受験生チャレンジ支援貸付事業</p> <p>一定所得以下の世帯の子ども（中学3年生、高校3年生またはそれに</p>	13,825
	9,300
	4,500

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>準ずる者) が進学するにあたり、学習塾などの受講費用や高校、大学等の受験料を無利子で貸し付けます。</p>	
<p>3 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業</p> <p>東京都及び東京都内区市が実施する「母子（父子）家庭高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親を対象に、入学準備金や就職準備金を貸し付けます。</p>	25
<p>IV 成年後見推進事業サービス区分</p>	52,374
<p>1 成年後見推進事業</p> <p>(1) 啓発活動</p> <p>成年後見制度・あんしんサービスへの理解を深めるとともに、ニーズ把握を行います。</p> <p>①成年後見制度のパンフレットの配布、ホームページによる情報発信</p> <p>②講座・セミナー・講演会の開催</p> <p>福祉医療関係者と連携した広報活動、出前講座等</p> <p>③講師派遣</p> <p>福祉医療関係機関、特養家族会、金融機関、サロン等へ講師の派遣</p> <p>(2) 専門相談（相談援助）</p> <p>専門家による定例相談会の開催</p> <p>出張相談会の実施</p> <p>親族・本人を対象とし、成年後見制度の利用と権利擁護（福祉サービスのトラブル、心身・財産上の権利侵害）について、相談会を開催します。</p> <p>専門家：弁護士、司法書士、社会福祉士</p> <p>(3) 社会貢献型後見人制度の推進</p> <p>社会貢献の精神に基づき、後見業務に取り組む意欲のある区民から後見人候補者を育成し、後見人として活動できるよう支援します。</p> <p>①後見人候補者の育成</p> <p>②後見人の選任・支援</p> <p>③監督人の受任</p> <p>(4) 事例検討会の開催</p> <p>判断能力の不十分な区民が自ら制度利用を進めることは困難なため、高齢者・障害者等を支援する福祉医療関係者を対象とし、成年後見制度の活用に向けた進め方、支援策、後見人候補者を検討し、適切・迅速・円滑に制度活用につなげます。</p>	47,375

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>(5) 法定後見制度利用費用の助成 判断能力が不十分な区民の権利擁護を支援するため、低所得であっても後見人を活用できるよう、費用を助成します。</p> <p>①申立経費の助成 第三者に成年後見人を委ねることが適切であるが、費用負担が困難であるときに、後見開始の審判申立てに係る経費を助成します。</p> <p>②後見報酬の助成 第三者に成年後見人を委ねることが適切であるが、費用負担が困難であるときに、成年後見人の報酬に係る費用を助成します。</p> <p>(6) 成年後見制度活用事業 成年後見事業の普及や適切な利用を推進するため、利用支援の充実を図ります。</p> <p>①申立て等支援：後見人候補者の紹介、申立手続き等の支援を行います。</p> <p>②法人後見事業：渋谷区社協が後見人を受任します。</p> <p>③法人後見監督：渋谷区社協が社会貢献型後見人の監督人を受任します。</p> <p>(7) 運営委員会の開催 専門的、第三者的な立場から、必要な審議、または指導・助言を行い、事業の専門性、客観性、透明性を確保し、適正な運営を図るため、医療、学識経験者、法律、福祉関係者、行政からなる運営委員会を開催します。</p> <p>(8) 法人後見事業の推進 判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった場合でも、地域で安心して生活が継続できるよう法人後見事業を推進します。</p> <p>(9) 成年後見制度利用促進 関係機関と連携し、利用者がメリットを実感できる制度として運用できるよう、成年後見制度の利用の促進を行うため、地域連携ネットワークの立ち上げを行います。</p>	
<p>2 福祉サービス利用援助事業（あんしんサービス）</p> <p>福祉サービスの利用援助が必要な高齢者及び障害者が、安心して地域で生活するための手助けを行います。</p> <p>(1) 福祉サービスの利用援助 福祉サービスを利用するため、または止めるために必要な手続き、福祉サービス利用料の支払い手続きの代行などを行います。</p> <p>(2) 日常的な金銭管理サービス 日常生活に必要な預金の払戻し、公共料金、家賃、医療費などの支</p>	4,972

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>払代行などを行います。</p> <p>(3) 書類等の預かりサービス 定期預金通帳、印鑑、保険証書、年金手帳、不動産登記済権利証を金融機関の貸金庫で保管します。</p> <p>(4) 公的「身元保証」サービスの検討 先行区市の調査等を行い、2020年のモデル事業実施の準備を行います。</p>	
<p>V 障害者社会参加支援事業サービス区分</p>	<p>154, 123</p>
<p>1 手話通訳養成講習会事業</p> <p>聴覚障害者と健聴者との円滑なコミュニケーションを図り、社会参加を促進するため手話通訳者を養成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習会クラス別定員 昼間・夜間とも入門 30 人、応用 25 人、通訳養成 25 人 	<p>14, 140</p>
<p>2 手話通訳者派遣事業</p> <p>聴覚障害者等の社会活動及び日常生活を支援するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。</p>	<p>1, 318</p>
<p>3 基幹相談支援センター（新規事業）</p> <p>平成 30 年 4 月に準備室を立上げ、平成 31 年 1 月に、渋谷区新庁舎に開設します。</p> <p>障害者相談支援体制の中核として、地域の相談支援の連携と強化に取り組み、相談から支援までの円滑な橋渡し役を担います。また、区内の地域資源や関係機関を把握し、行政・相談支援事業所・関係機関等のネットワークづくりに取り組みます。</p>	<p>26, 371</p>
<p>4 障害者就労支援事業（ハートバレー）</p> <p>障害者の就労の機会を広げ、安心して働き続けられるように、ジョブコーチとして、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携し、就労とそれに伴う生活に関する相談・助言・情報提供等の支援を行います。</p> <p>(1) 相談事業 利用者などの就労全般に関する相談に応じるとともに必要な情報を提供します。</p> <p>(2) 就労支援事業 面接練習や職場実習、パソコン講習会等就職前に必要なスキルを身につけるための支援や、仕事をしている障害者が職場に定着するための支援を行います。</p> <p>【在職者向けパソコン講習会の実施（新規事業）】 主に事務職に就いている在職者が、日常仕事を遂行する上で、</p>	<p>43, 785</p>

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>必要なパソコン技術を習得し、さらなるスキルアップを目指すことで、安定した就労継続を目指します。</p> <p>(3) 生活支援事業 利用者の健康管理や金銭管理などの相談・助言や、働きながら自立した生活を目指すための将来設計を行う場合の自己選択・自己決定を支援します。</p> <p>【知的障害者向け生活講座（新規事業）】 生活力を上げ、安定した就労を継続するため、知的障害者を対象とした生活講座を実施します。</p> <p>(4) 雇用促進事業 本人・家族・企業等を対象に、障害者雇用についての企業見学会や学習会を開催します。</p> <p>5 精神障害者地域生活支援事業（さわやか一む）</p> <p>心の病を抱える人やその家族が、地域の中で安心して暮らせるように相談・日常生活の支援及び地域との交流活動等を行い、精神障害者の福祉の向上を図ります。</p> <p>利用者からの意見を取り入れ、主体的に活動できるよう事業を実施するとともに、地域活動や生活相談に際し、ボランティアの協力やピアカウンセリング手法を採り入れていきます。</p> <p>(1) 相談支援事業 精神障害のある人や家族、関係機関からの日常生活に対する相談を受け、必要な情報提供やサービス利用の援助等の支援を行います。</p> <p>(2) 地域活動支援センター事業 オープンスペースを利用した居場所、食事会、パソコン教室等のプログラムにより創作的活動や生産活動の機会を提供します。 社会や地域との交流促進を図るため、地域住民ボランティアの育成を行うとともに、交流イベントを開催します。</p> <p>(3) 指定特定相談・一般相談支援事業（自主事業） 指定特定相談支援事業所として、障害福祉サービスを利用する際必要なサービス等利用計画（精神障害）を作成するとともに継続サービス利用支援（モニタリング）を実施します。 一般相談支援事業では、精神科病院等の長期入院者に対する退院支援及び退院後の連絡体制を常時確保する等地域移行及び地域定着支援を行います。</p>	31,476
<p>6 障害者相談支援事業（はあとぴあ相談ステーション）</p> <p>(1) 障害者相談支援事業 障害の種類を問わず、障害のある人や家族からの相談を受け、必要な情報提供やサービス利用の援助等の支援を行います。</p>	37,033

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>(2) 障害支援区分認定調査及び勘案事項調査 障害福祉サービスの支給申請者に対して、本人及び家族の状況等を調査する障害支援区分認定調査、サービスの利用意向を聴取する勘案事項調査を行います。</p>	
<p>(3) 指定特定相談支援事業（自主事業） 指定特定相談支援事業所として、障害福祉サービスを利用する際必要なサービス等利用計画（身体障害・知的障害）を作成するとともに継続サービス利用支援（モニタリング）を実施します。</p>	
<p>VI 高齢者福祉支援事業サービス区分</p>	145,403
<p>1 高齢者食事券・心身障害者配食サービス事業</p>	58,264
<p>(1) 介護保険の要支援・要介護の認定を受けている人に、身近な地域で食事の機会を促し、地域との交流や絆を深め、孤立を防ぐ等心身面での支援を行います。</p>	
<p>(2) 食事を作ることが困難な、ひとり暮らし等の在宅障害者の自宅に食事を届け、食生活面での支援を行います。</p>	
<p>2 ねたきり高齢者理・美容券交付事業</p>	1,191
<p>65歳以上で要介護4又は5の認定を受けている人に、居宅又は店舗で理美容師による理髪等を受けることができる理・美容利用券を交付します。</p>	
<p>3 米寿祝品事業</p>	2,445
<p>米寿（88歳）を迎えた人の長寿を祝し、祝品を贈呈します。</p>	
<p>4 紙おむつ購入費助成事業</p>	83,503
<p>(1) 紙おむつの購入費一部助成 要介護1以上で65歳以上の高齢者または3歳以上の障害者で、生活保護を受給しておらず、常時紙おむつを使用している人に対して助成を行います。</p>	
<p>(2) 障害児への紙おむつ購入費一部助成 3歳以上18歳未満で、生活保護を受給しておらず、常時紙おむつを使用している障害児に対して助成を行います。</p>	
<p>(3) 入院時病院紙おむつ購入代金の一部助成 要介護1以上で65歳以上の高齢者で、生活保護を受給しておらず入院先で指定の紙おむつを購入しなければならない人に対して助成を行います。</p>	

事業内容	予算額 (単位：千円)
Ⅶ 子育て支援事業サービス区分	294,637
1 保育室等助成事業	3,443
<p>保育室や認証保育所B型の職員の資質向上を図るため、職員研修費等の経費の一部を助成しています。また、保育室の事業主に職員の社会保険料等の事業主負担分を助成し、保育事業の充実を図り、心身ともに健やかな児童の育成を促進します。</p>	
2 ひとり親家庭支援事業	7,714
<p>渋谷区児童育成手当を受けているひとり親家庭等の親子に、レクリエーションを楽しむための宿泊施設、日帰り施設及び演劇鑑賞の助成を行います。</p>	
3 ファミリー・サポート・センター事業	23,610
<p>地域において、子育ての援助を受けたい人（ファミリー会員）と、行いたい人（サポート会員）が会員となり登録し、保護者に代わり保育施設などの送迎や預かりを行い、子どもの成長を地域住民が見守る事業です。</p>	
(1) サポート会員の増強	
<p>サポート会員登録講習会のプログラムを増やし充実させるとともに、新規サポート会員30人の増を目指すとともに、ファミリー会員へ両方会員となるよう働きかけます。</p>	
<p>さらに、平成30年度、シェアリング・エコノミーの取り組みを推進する団体と協働し、子育てファミリー同士の子育て共助の取り組みをコーディネートしていきます。</p>	
(2) 安全対策の充実	
<p>ヒヤリハット集を、会員へのアンケートにより作成し配付するとともに、緊急時の対応が図れるよう避難場所等、情報共有を密にし、対象となる子どもを安全に預かるため、活動中のリスクマネジメントの徹底を図ります。</p>	
4 子育て支援センター事業	236,484
<p>区内6か所のセンターで、未就学児を持つ保護者が喜びをもって子育てができるように支援するとともに、子育て教室等を充実させ保護者の育児力を高める取り組みを行います。</p>	
<p>また、親子の問題解決にあたり親子に寄り添い、不安感の軽減のため、保健所、子ども家庭支援センターなどの関係機関との連携を図ります。</p>	
<p>さらに、渋谷区が区独自に妊娠期からの切れ目のない子育て支援として進める「渋谷区版ネウボラ」の取り組みと連携し、各センターで担うべき子育て支援事業の検討を行います。</p>	
(1) 子育てひろば	
<p>親子が自由に安心して遊べるひろばを提供します。</p>	

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>子育てに関する情報交換や、子どもの日、クリスマス、ひな祭り等季節の行事を開催し親子で楽しんでもらうと共に、子育て世代の交流を促進します。</p> <p>(2) 子育て相談 来所や電話による子育てに関する各種の相談に応じ、傾聴のうえ必要な助言を行います。また、相談の内容に応じて保健所、子ども家庭支援センター等の専門機関との連携を図ります。</p> <p>(3) 短期緊急保育 通院や保護者の急病等の緊急対応として短期緊急保育を実施します。</p> <p>(4) 子育て教室 子育てに関する各種講座・プログラムを通して、子育て世代の継続した交流を図るとともに、地域住民の支援と協力を通して、地域住民と子育て世代の出会いの場とします。 平成 30 年度新規事業として、全センターで低月齢児親子を対象とする「ベビープログラム」を開催します。</p>	
<p>5 子育てひろば事業</p> <p>区内3か所の「子育てひろば」は、就学前までの親子が自由に安心して遊べる場所を提供し、保育士による子育て相談を実施します。 子育て世代の交流や情報交換を積極的に促し、子育て支援センターと連携しながら子育て世代の子育て力の向上を図ります。</p>	23,386
<p>VIII こどもテーブル事業サービス区分</p>	75,863
<p>1 こどもテーブル事業</p> <p>区民やNPO法人等が子育て家庭を支援し、地域とのつながりをつくるため、子どもたちに食事を提供する「子ども食堂」活動や、子どもたちに学習や遊びの場を提供する「居場所・学習支援」活動に対し、「子ども基金」を活用して、助成を行います。 また、「こどもテーブル」ホームページでの団体の活動紹介や、活動場所の確保、チラシ等による活動周知などの支援を行います。 継続した助成を行っていくために、区民や企業へ「子ども基金」への寄附の働きかけを行います。</p>	18,783
<p>2 景丘の家施設運営事業</p>	57,080
<p>IX 総合ケアコミュニティ・せせらぎ管理運営事業サービス区分 高齢者福祉・地域福祉の中核施設として、多様かつ経営主体の異なる</p>	206,565

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>施設がある中で、各事業者間で運営や災害時対応などの情報共有化や連携を図り、地域コミュニティスペースを活用し、地域交流の機会や場を提供します。</p> <p>また、渋谷区から災害時二次避難所・救急救護所の指定を受け、搬入資材等の管理も行っており、地域防災拠点の役割を果たします。</p> <p>1 せせらぎ施設管理事業</p> <p>(1) 地域コミュニティ施設の運営管理 ケアコミュニティ棟2階の地域利用室での地域コミュニティ活動やボランティア活動を支援し、地域の交流を深め、この福祉施設と地域の連帯が図られるよう施設運営を行います。</p> <p>(2) コミュニティ活動の推進 「せせらぎコミュニティ協議会」と協働し、コミュニティ施設の利用促進、地域コミュニティの発展を目指した取り組みを行います。</p> <p>(3) せせらぎ施設内各事業者の連絡調整 せせらぎ施設内で事業を行っている社会福祉法人等の連絡調整を行い、高齢者福祉・地域福祉の中核施設としての役割を果たします。</p> <p>2 ライフピア西原住宅棟管理事業</p> <p>3 せせらぎ施設運営事業</p>	<p>194,442</p> <p>12,000</p> <p>123</p>
<p>X ボランティア活動推進事業サービス区分</p> <p>地域福祉推進の担い手としての役割を踏まえ、地域の課題解決に資するボランティア活動推進に取り組み、情報発信を行うとともに、ボランティア活動に関する相談・支援を行います。</p> <p>1 ボランティア活動推進事業</p> <p>(1) ボランティア活動の支援</p> <p>① ボランティア活動を始めたい人へ希望にあった活動の紹介を行うとともに、ボランティアの協力が必要な個人・団体の相談を受けボランティア紹介やボランティア募集を行います。</p> <p>② 区内4か所の地区ボランティア室の活動を促進し、地域交流会や地域イベントを通して、地域ボランティア活動の支援を行います。</p> <p>③ ボランティア団体・グループ、区内NPO法人、大学ボランティア組織とのネットワークづくりを推進します。</p> <p>④ ボランティア保険等加入事務を行い、安心して活動ができるよう支援を行います。</p> <p>(2) ボランティア情報の収集発信</p> <p>① 平成30年度、新たな取り組みとして、平成31年度からのボランティア情報検索システムの運用を目指し、ボランティアデータベース</p>	<p>36,257</p>

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>スの整備に取り組みます。</p> <p>②継続して情報紙の発行、ボランティアセンターだより、ホームページによる情報発信、渋谷区ニュースへの掲載、書籍閲覧コーナーの運営を行います。</p> <p>(3) ボランティア活動の普及啓発</p> <p>①社会情勢の変化に対応したボランティア活動を支援し、ネットワーク化を推進するため、ボランティア育成プログラムを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア等の人材育成のための講座・研修の実施 ・ボランティア見本市の実施 ・夏・体験ボランティア学習の実施 ・区内小中学校等での福祉体験学習・ボランティア学習への支援 ・企業の福祉体験研修への支援 ・職員講師派遣 <p>(4) ボランティア交流とネットワークづくり</p> <p>①「せせらぎまつり」を開催し、区民、ボランティア、地域団体等が連携し、共に支え合う福祉の心を育み、地域コミュニティの構築を目指します。</p> <p>②ボランティア交流会を開催し、ボランティア同士の情報交換を促進します。</p> <p>③喫茶「ラウンジせせらぎ」の運営 「せせらぎ」入居者・利用者、地域住民の交流といこいの場づくりのため、ボランティアグループによる運営を支援します。</p> <p>(5) しぶやボランティアセンター運営委員会 ボランティアセンターの運営、地域におけるボランティア活動の推進等について協議し、提言等を行います。</p> <p>(6) 災害ボランティア受入れ体制の整備</p> <p>①渋谷区災害対策本部（ボランティア班）、東京都災害時要配慮支援センター及び東京都災害ボランティアセンターと連携し、災害ボランティア受入体制及び支援体制を整備します。</p> <p>②発災時に、渋谷区災害ボランティアセンターを円滑に立ち上げ運営するため、職員災害時対応訓練を行います。</p>	
<p>XI ヘルパーステーション事業サービス区分</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業による居宅訪問介護事業を行うとともに、障害者総合支援法による障害者居宅介護事業や地域生活支援事業を行い、利用者や家族が安心して生活ができるよう支援を行うとともに、ホームヘルパー事業の拡充を図ります。</p>	63, 168

事業内容	予算額 (単位：千円)
1 介護保険ホームヘルパー派遣事業 介護認定審査会で要介護、要支援、介護予防・日常生活支援総合事業の認定を受け、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者に介護サービス計画を依頼し、サービス内容が決定した人との契約によりホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事（生活援助）を行います。	33,204
2 渋谷区独自ホームヘルプサービス事業 介護予防・日常生活支援総合事業で、介護を受ける人とその家族の負担を軽減するために、時間延長、外出介助、生活援助等区が利用決定した人にサービスを行います。	4,658
3 障害者福祉サービスホームヘルプサービス事業 身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者の人で、障害者総合支援法に基づき支給決定した人に、身体介護、家事援助、同行援護等の支援を行い、充実した日常生活や社会参加等必要な外出ができるようホームヘルパーを派遣します。	24,224
4 地域支援ホームヘルパー派遣事業 移動が困難な身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者の人に、ホームヘルパーを派遣し、社会参加等必要な外出時の支援を行います。	1,082
XII 歳末たすけあい運動事業サービス区分	
1 歳末たすけあい運動事業 (1) 歳末たすけあい運動の実施 ①渋谷区、町会連合会、民生児童委員協議会等区内各方面の協力を得て、区民に幅広く働きかけ、運動に対する理解を広げて募金活動を推進します。 ②歳末たすけあい運動の募金は、地域福祉を推進するための貴重な自主財源であり、募金が有効に役立っていることを広く周知し、募金運動への共感と理解を深めます。 ③街頭募金の充実を図り、広く区民、来街者に募金を呼びかけます。 募金目標額 11,000,000円	1,225

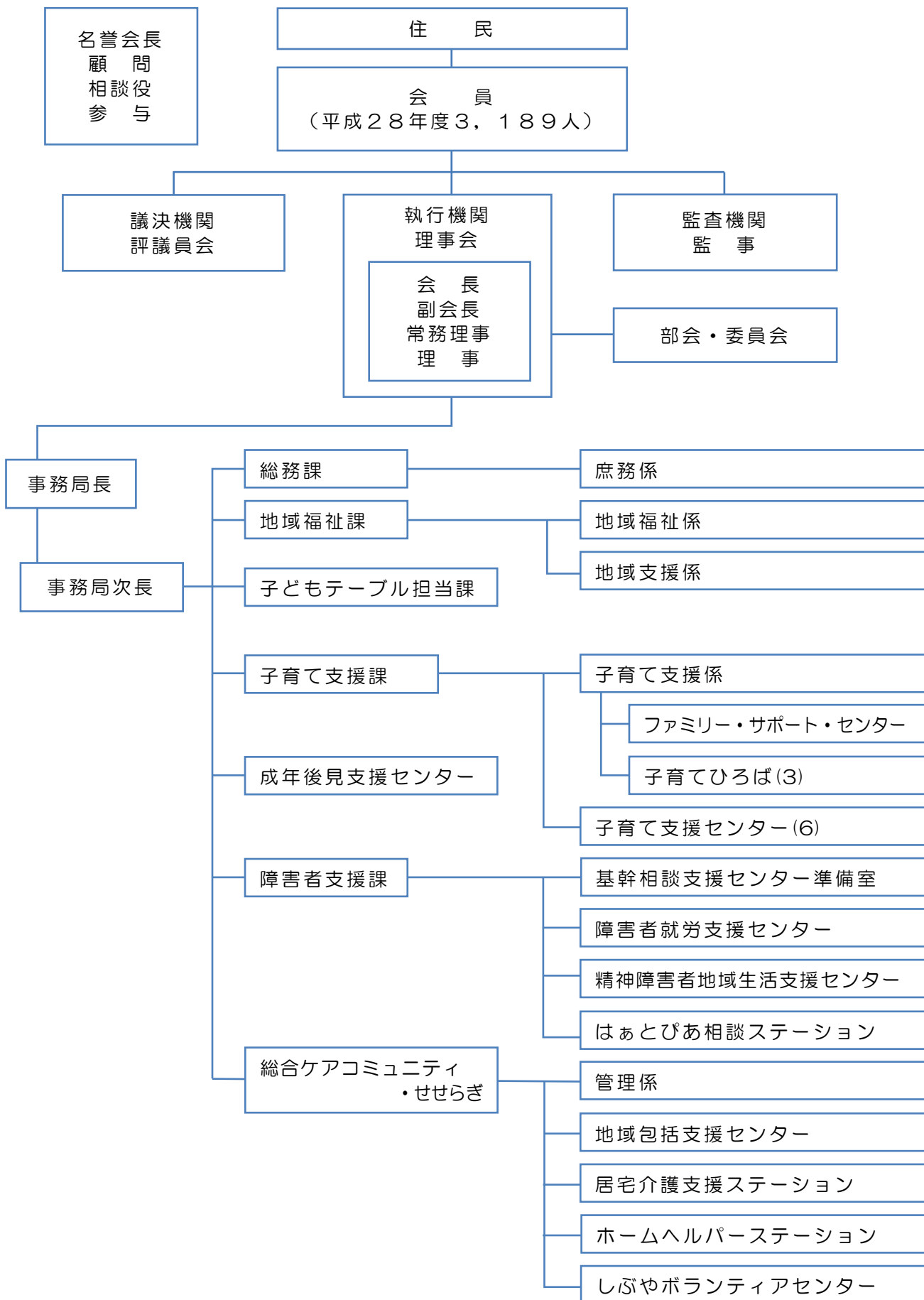
II 公益事業区分／介護保険事業拠点区分

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>I 介護保険事業サービス区分</p> <p>1 居宅介護支援事業</p> <p>(1) ケアマネジメント 要介護認定（要介護1～5）及び要支援認定（要支援1～2）を受けた高齢者からの相談や地域包括支援センターからの委託に基づき、必要なサービスが適切に受けられるよう支援を行い、居宅サービス計画（ケアプラン）及び介護予防サービス計画（予防ケアプラン）を作成し、包括的・継続的なケアマネジメントを行います。</p> <p>(2) 要介護認定調査 渋谷区から委託を受け、担当地域内の在宅高齢者を対象に、必要に応じ介護保険法に基づく要介護認定調査を行います。</p>	<p>13,134</p>
<p>II 地域包括支援センター事業サービス区分</p> <p>1 地域包括支援センター事業</p> <p>地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域住民や関係機関とのネットワークを強化し、地域の総合相談窓口としての役割を果たします。</p> <p>(1) 総合相談・支援業務 地域の高齢者がどのような支援が必要かを把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行います。</p> <p>(2) 包括的・継続的マネジメント支援業務 地域において、介護支援専門員、主治医等多職種が相互に協働等により連携し、高齢者の状況や変化にも継続的に施設・在宅を通じた地域における生活ができるよう、包括的・継続的なケアマネジメントを行います。</p> <p>(3) 介護予防ケアマネジメント業務 要支援認定を受けている対象者の介護予防ケアマネジメントのみならず、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者へのアプローチにも効率的に行います。</p> <p>(4) 権利擁護事業業務 民生児童委員や見守りサポート協力員と連携協働して、高齢者等に対する虐待の早期発見、早期対応に努め、虐待を防止し権利侵害から高齢者等を守ります。</p> <p>(5) 福祉機器や介護用品に関する相談・助言 ベッドや車いすなどの福祉機器や介護用品の実物を展示し、利用者</p>	<p>43,751</p>

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>やその家族に対して、使用に際しての相談・助言を行います。</p> <p>(6) 新たな役割に向けての検討</p> <p>介護保険制度改正に伴い、これまでの基本4業務に加え、地域包括ケアシステムの中核として、次の新たな役割が見込まれるため、実施に向け関係機関と調整します。</p> <p>①新しい介護予防・日常生活支援総合事業開始後の質の高い介護予防ケアマネジメントと事業者への対応</p> <p>②在宅医療相談窓口と連携し、在宅医療の普及、啓発を図り在宅医療と介護の連携</p> <p>③地域ケア会議開催による地域課題の発見及び地域支援ネットワークの構築</p> <p>④認知症サポーター養成講座等による認知症高齢者の支援体制の充実</p> <p>⑤地域における生活支援等サービス提供体制構築への支援</p>	

4 執行体制

(1) 渋谷区社会福祉協議会の組織（平成30年4月1日現在予定）



(2) 職員体制 (平成30年4月1日現在定員予定)

単位：人

課／係名等		職員数		
		固有	嘱託等	計
総務課				
	庶務係	7	2	9
地域福祉課				
	地域福祉係	3	2	5
	地域支援係	2	4	6
子どもテーブル担当課		2	1	3
子育て支援課				
	子育て支援係	2	1	3
	ファミリー・サポート・センター	2	2	4
	子育てひろば(3)	0	7	7
	子育て支援センター(6)	16	25	41
成年後見支援センター		4	4	8
障害者支援課				
	基幹相談支援センター準備室	3	0	3
	障害者就労支援センター	5	1	6
	精神障害者地域生活支援センター	3	2	5
	はあとぴあ相談ステーション	5	0	5
総合ケアコミュニティ・せせらぎ				
	管理係	4	0	4
	地域包括支援センター	4	3	7
	居宅介護支援ステーション	0	4	4
	ホームヘルパーステーション	3	2	5
	ボランティアセンター	2	2	4
合 計		67	62	129

- * 事務局長、事務局次長、せせらぎ所長等管理職は各課の庶務担当係に含む。
- * 嘱託等には、再任用職員、再雇用職員、非常勤職員、子育て支援センター業務職員を含む。